第三十一条第三項第一号算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

［{(132,200円×α）×A＋B＋C－D－E}×0.975－F］×0.75

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に1.000を乗じて得た数

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村の額

C　市町村税課税状況調第20表の表側「平成19年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る当該市町村の額に0.977を乗じて得た額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額の合計額に1.203を乗じて得た額

E　市町村課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「調整控除額」欄の当該市町村の額に1.000を乗じて得た額

F　地方税法附則第５条の４の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（（a－b）／c）／129,176

算式の符号

a　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分」欄の当該市町村の額

b　当該市町村の超過課税に係る額

c　算式の符号Aに同じ。

第三十一条第三項第二号中「H」を「G」に、「I」を「H」に改め、「に係る譲渡所得等分」の下に「のうち「小計」」を加え、「商品」を削る。

第三十一条第四項第一号算式の符号αを次のように改める。

α　0.79（ただし、特別区にあつては0.87）

第三十一条第三項中「D－E－（F－G＋H＋I）」を「D－（E－F＋G＋H）」に改め、同項算式の符号C、D、E、F、G及び[1]を次のように改める。

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの価額、同法第349条の３第９項、第11項、第20項、第23項、第24項、第27項、第29項、第32項及び第33項並びに第349条の３の２の規定並びに同法附則第15条第13項、第15項、第29項、第42項、第47項、第49項から第53項まで及び第57項、第15条の２第２項、第15条の３第１項並びに第29条の７第２項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号。以下この条において「平成10年地方税法改正法」という。）附則第６条第９項、地方税法等の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第８条第８項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号。以下「平成18年地方税法改正法」という。）附則第13条第９項及び第18項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この条において「平成20年地方税法改正法」という。）附則第10条第２項及び第12項の規定に基づく特例による課税標準の減少額として総務大臣が調査した額

D　地方税法附則第15条の８第２項及び平成18年地方税法改正法附則第13条第30項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額

E　地方税法附則第29条の５第７項及び第８項の規定により当該年度において徴収猶予した額

F　地方税法附則第29条の５第９項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額

G　地方税法附則第29条の５第11項及び第12項の規定により前年度中に還付すべきことが確定した税額

H　地方税法附則第29条の５第16項及び第17項の規定により当該年度において減額した税額

第三十一条第三項算式の符号Iを削り、同条第３項を次のように改める。

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの家屋の当該年度の単位当たり平均価額に、前年度の一月二日現在において家屋課税台帳及び補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの価額並びに同法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項、第十六項、第十八項から第二十項まで、第二十二項から第二十四項まで、第二十六項、第二十九項及び第三十一項から第三十三項までの規定並びに同法附則第十五条第二項、第三十九項、第十二項、第十三項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで及び第五十七項、第十五条の二第二項、第十五条の三第二項及び第二項の規定並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、平成十年地方税法改正法附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項、第十一項及び第十五項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第十四項、第二十項、第二十三項及び第二十六項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項から第十一項まで及び第十四項、平成十八年地方税法改正法附則第十三条第八項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十五項及び第二十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項から第六項まで及び第十一項、第八条第二項及び第三項、平成二十年地方税法改正法附則第十条第四項、第十二項及び第十七項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第四項、第十項及び第十一項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇二四を乗じて得た額から、地方税法附則第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十五条の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十六条の二第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項の規定並びに平成十八年地方税法改正法附則第十三条第二十九項及び第三十一項並びに平成二十一年地方税法改正法附則第八条第十三項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三五を乗じて得た額とする。

第三十四条中「2.4556」を「2.4546」に、「1.0195」を「1.0180」に、「3.33」を「3.09」に改める。

第三十七条の二第一号中「一・一一三」を「一・五三七」に改める。

第三十七条の三中「〇・八〇六」を「一・九四五」に改める。

第三十七条の四中「一・〇二八」を「一・〇〇七」に改める。